

# 西東京・住基ネットいらない! ニュース

2006年5月1日発行 vol.13 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

## 取消訴訟第9回 & 国賠訴訟第9回 口頭弁論

# 「正当な政府利益」って何だ？

## 保谷前市長の証人採否は次回へ持ち越し

**保谷前市長の証人尋問は必要だ！**

**取消訴訟第9回口頭弁論（3 / 15）**

これまで審理を担当していた菅野博之裁判長が定例人事異動で転出する見込みとなり、今回の口頭弁論では別の判事が臨時で裁判長席に座りました。本来なら今回の口頭弁論で、保谷高範・前西東京市長らの証人申請の採否が明らかとなる予定でしたが、裁判長交代の影響か、「人証採否は次回までいったん留保します」と結論は先送りされています。

被告は保谷氏らの証人尋問は不要とする意見書（2月28日付）を提出していましたが、これに対し原告側は書面で「反論」を提出しました。被告主張は住基ネットの仕組みや住基法の規定などの形式的な建前論にすぎず、現実的にデータを適正に保護していることを全く証明しておらず、実質的な違法性について問題状況を的確に把握するための証人尋問が必要であること。また、以前には行政が問題視していなかった住基台帳の閲覧制限が法改正に向かっていくなど、個人情報の重要性に対する認識が住基法改正時から大きく変化しているが、基礎自治体の長として閲覧制限の必要性を認識していたはずの保谷氏が何の問題意識ももたずに本人確認情報を検索できるシステムを導入したとすれば、大きな問題であることなどを指摘しています。

**「地方政府」は住基ネットを必要としていない！**

**国賠訴訟第9回口頭弁論（4 / 17）**

原告は準備書面（9）を提出、被告準備書面（5）などに反論しました。ポイントは 国賠法上の違法行為といえるのか、 プライバシー、人格権の問題をどうとらえるのか、という2点。

まず では、「重大な過失や悪意がなければ、国賠法上の違法は問えない」という行政寄りと見える最高裁判例（一票の格差についての05年9月14日大法廷判決）をあげた被告側に対し、むしろこの判断は原告主張に合致するものであることを論証。「行政処分が客観的に違法であれば、公務員の故意過失を問うことなく、当然違法となると解釈すべき」としています。

については、被告が証拠として提出した長谷部恭男東大教授の意見書を全面的に批判しました。とくに長谷部教授が「正当な政府利益」があれば公権力が4情報等を収集することは許されるとした点に対し、住基ネットは市町村が主体となる自治事務であるから、ここでいう「政府」とは地方政府＝市町村でしかありえないことを指摘。市町村の運用実態からは、住基ネットも住基コードも必要不可欠なものを見なすことはできず、長谷部教授の立論が破綻していることは明らか、としています。（H）

# 住基ネット関連公文書 異議申立に対して決定

## 一部開示・非開示のうち、75%が開示へ

西東京市に対して申請した住基ネット関連公文書が「不開示」とされたことに対し、2003年11月に行なった異議申立に対する決定が今年3月に出されました。

西東京市と東京都、総務省、地方自治情報センター間で1999年8月から請求時の2003年4月までにやりとりされた文書を開示請求した結果、開示はわずか2文書。それ以外の一部開示65件、不開示56件、存否応答拒否とされた文書に対する異議申立について、西東京市情報公開審査会が2年にわたり審査し、その答申に沿って市が決定したものです。

その結果、一部開示とされていたものは約9割、不開示とされていたものは約6割、あわせて75%が全面開示されました。

存否応答拒否文書について審査会は、「公文書の件名」を明らかにすることで不開示とすべき情報の保護利益が害されるとは認められず、すべて、存否を明らかにした上で開示するか否かを判断すべきとし、開示9件、一部開示25件、不開示129件となりました。文書名を隠すなという判断は一步前進と評価できます。

ただし、すでに狛江市のウェブ等で、都内の市区町村が都や総務省などとやりとりしている文書名が公表されていて、西東京市が存否応答拒否としていた171件以上の文書名が判明していましたが、それと一致したのは27件のみ。対象文書について疑問が残りました。

不開示文書は、今回も多くがシステム運用情報を理由に開示されていません。これら住基ネット関連文書はほとんどが市が収受した文書であり、文書量、内容から見ても、住基ネットは、国が押し付けてきたシステムであることは明白です。  
(柳田)

異議申立文書内訳		審査会及び市の決定内訳		
		開示	一部開示	不開示
一部開示	65	58	7	
不開示	56	33	15	8
存否応答拒否		9	25	129
内訳	171件	2	5	20
	他	7	19	107
	重複		1	2

狛江市などで文書名が明らかになっている171件の文書

### 代理人から一言

結城大輔弁護士



2つの裁判とも、それぞれ中盤戦から終盤戦?に入りつつある状況ですね。なんとしても、裁判官に、おや?と思わせ、たしかにそうだな、と納得させ、内容に入り込んだ深みのある判決を書いてもらえるよう、もう一踏ん張り頑張りたいと思っています。

弁護団もすばらしいチームワークで団結していると思います。ぜひ皆さんの熱意も結集して進めていきましょう! 事務所では、名誉毀損やプライバシー侵害の案件をよく扱っています。本件で、プライバシーの現状を明確にできればよいなあと思っています。

### よてい表

#### 取消訴訟 第10回口頭弁論

2006年5月9日(火) 10時30分~  
東京地裁 713号法廷

#### 国賠訴訟 第10回口頭弁論

2006年5月29日(月) 10時~  
東京地裁 713号法廷

原告被告双方の準備書面は、国賠訴訟は題字下のURLで、取消訴訟は下記のURLに収録していますので、是非お読みください!

とめよう住基ネット西東京市民の会

<http://www1.jca.apc.org/juki85/NishiTokyo/>

### 活動日誌

- 3 / 15 取消訴訟第9回口頭弁論
- 4 / 17 国賠訴訟第9回口頭弁論
- 4 / 29 裁判状況報告会